

## 若者のつながりづくり推進業務仕様書

### 1 件名

若者のつながりづくり推進業務

### 2 概要及び目的

本業務は、若者の出会い・交流の場を創出するとともに、地域で活動する「つながりサポーター」の創設及び運用を通じて、つながりづくりを求める若者たちへ対する多面的な支援体制を構築することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) つながりづくりイベントの企画・運営

共通テーマ等を有する若者が集い、つながりをつくるための複数回の小規模イベントの開催、運営、効果測定を行うこと。

##### ア ターゲット設定

原則、20～30代の独身男女（各回男女計20名程度以内）。

米子市内在住者を基本とするが、鳥取県内及び中海・宍道湖・大山圏域在住者もターゲットに包める。

##### イ 実施回数

6回程度

##### ウ 企画

趣味、スポーツ、体験型、地域資源の活用など、幅広いテーマを基にしたつながりづくりイベントを企画すること。

##### エ 会場手配

原則、米子市内の飲食店や施設等を活用すること。ただし、開催テーマに応じて、一部に市外の会場が含むことは妨げない。

##### オ 運営

事前の参加者募集及び管理、当日の受付、進行、参加者の交流や連絡先交換等のサポートを行うこと。

##### カ 効果測定

参加者アンケートの実施及び集計、分析を行うこと。

#### (2) 「つながりサポーター制度」の運用支援

本市が、地域の人材や企業、団体等を「つながりサポーター」又は「サポート企業」として任命し創設する本制度について、設立及び運用の支援を行うこと。

ア サポーター研修の実施（年1回程度）

講師の選定及び依頼、会場設営、資料作成、当日の運営。

研修内容想定：若者の価値観の共有、個人情報保護、ハラスメント防止、相談対応のポイント等。

イ 運営サポート

市が行うサポーター及びサポート企業の候補選定、交渉、任命活動に際して、自社の持つネットワーク、コネクション等を活用し、支援を行うこと。なお、サポーター等は年間を通じて募集する予定である。

(3) 広報および周知啓発業務

本事業について、適切な情報発信を行い、広くターゲットに訴求するよう努めること。

ア 専用LP（ランディングページ）の構築・運用

(1)に定めるイベントの告知及び募集フォームの設置、(2)に定めるサポーター制度の紹介ほか、本事業に関連する情報の掲載を行うこと。

イ 広告運用

Instagram、X（旧 Twitter）等の SNS を活用した若年層向けターゲティング広告の実施。

ウ 啓発物作成

リーフレット作成（A4 三つ折り程度、1,000 部程度想定、デザイン及び印刷業務を含む）。サポーター制度及び本事業に関連する情報の周知用。

エ 効果測定

上記ア及びイについて、アクセス解析によるリーチ数、インプレッション数等のデータを取りまとめ、報告すること。

オ 成果物の権利等

- ・本業務において作成した LP、バナー、リーフレット等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、本市に帰属するものとする。
- ・受託者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ドメイン及びサーバーの契約にあたっては、本市と協議の上、事業終了後も本市が継続して利用可能な形態をとること。
- ・業務完了時には、コンテンツ一式（ソースコード、画像データ等）を記録媒体により納品すること。

※詳細は、審査結果後の契約候補者としての仕様交渉において調整する。

(4) その他

(1)から(3)に掲げるもののほか、本業務の遂行に必要と認められる業務を実施すること。

## 5 成果品

以下の(1)及び(2)を電子媒体で米子市に提出すること。提出は原則 E メールへの添付とするが、ファイルサイズの大きいもの（概ね 4MB を超えるもの）を提出する際は、実施要領に定める事務担当と調整すること。

- (1) 4(4)の効果測定結果を含む事業実施報告書 一式
- (2) (1)のほか、本業務において作成・記録した資料等 一式

## 6 その他

- (1) 受託者は、米子市と綿密に連絡を取りながら、本業務を実施しなければならない。
- (2) 契約金額には、委託契約の履行に必要となる一切の経費を含む。
- (3) 成果品は米子市が本業務の処理（米子市民に対する周知や報告を含み、米子市が発刊する広報誌や運営するホームページ、各種 SNS 等で公開する場合がある）に必要な範囲で利用し、この目的以外の目的で利用をしようとする時は、その都度、受託者と米子市で協議をして利用の可否を含む条件等を決定するものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者と米子市で協議して決定するものとする。